

白馬乗鞍温泉スキー場利用約款

株式会社白馬アルプスホテル（以下、「当社」という。）は、当社が管理する白馬乗鞍温泉スキー場（以下、「当スキー場」という。）管理区域内の利用について、以下のとおり「白馬乗鞍温泉スキー場利用約款」（以下、「当約款」という。）を定めます。

第 1 条 目的

当スキー場におけるスキー、その他の雪上のスポーツや遊びに関する利用は、この約款の定めるところにより行います。この約款に定めのない事項については法令に定めるところにより、法令に定めがない事項については「国内スキー等安全基準」（全国スキー安全対策協議会・2013年 10 月改訂版）に準じるほか、社会通念に準じます。

第 2 条 注意事項

当スキー場は利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、利用者の皆様には次項以下の各項各号の注意事項をよく理解の上、安全で快適なスキー場利用にご協力ください。

1. 利用者は、スキー場に次のような特有の危険があることを承知の上、これらを自分の注意により避けるようにして下さい。
 - (1) 降雪・雨・強風・落雷・降雹・濃霧など、天候による危険
 - (2) 崖・急斜面・凹凸など、地形による危険
 - (3) アイスバーン・深雪・クレバス・クラック・雪崩など、雪や氷の状態による危険
 - (4) 岩石・茂み・切り株・立ち木・露出した地表など、自然の障害物による危険
 - (5) リフト支柱・建物・ナイター照明支柱や監視カメラ用支柱など、人工の障害物による危険
 - (6) 他の利用者との接近や衝突による危険
 - (7) 自分自身の失敗による危険
 - (8) その他、これらに類する危険

2. 当スキー場では、本条で定める注意事項、次条で定めるスキー場の行動規則及び第4条で定める禁止事項に反したご利用による事故には責任を負いかねます。
3. 保護者の目の届かないところでのお子様の単独行動は、お止め下さい。
4. 第1項から前項までの事項を承認できない方は、当スキー場のご利用をお断りする場合がございます。

第3条 行動規則

スキー、スノーボードには様々な特有の危険があり、特にスピードを伴うことから各人の行動には、自分自身の事故防止と他の利用者の安全に対して責任ある行動が求められます。当スキー場では次の各号の行動規則を守ってご利用をお願いします。

- (1) 他人を傷つけたり、脅かしたりしてはならない。
- (2) 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- (3) 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- (4) 追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- (5) 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
- (6) コースの中で座り込んで서는ならない。せまい所や上から見通せないところでは立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
- (7) 歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- (8) スキー、スノーボードには、気象と状況により流れ止めをつけなければならない。
- (9) 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
- (10) 事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。
- (11) 引率者・指導者・子供の保護者・付添人はこの利用約款を率先して遵守し、受講者や子供に対しこの利用約款に定める事項について教えるように努めなければならない。

第4条 禁止事項

- (1) 閉鎖されたコースや立入禁止区域へ進入すること。
- (2) 他の利用者や人工物・自然物に接近して滑走すること。
- (3) 雪上車両などに接近すること。
- (4) ロープ・ネット・掲示物・標識等、設置物を故意に傷つけたり、破損させたりすること。
- (5) リフトなど索道の運行を故意に妨げること。
- (6) ゴミ・煙草の吸殻・その他の物品を所定の場所以外に捨てたり、放置したりすること。
- (7) 当スキー場の許可なく、ロープなどで仕切られた必要な範囲を超えて、滑走具を装着せずコースの中を歩くこと。
- (8) 当スキー場の許可なく、犬などの動物を当スキー場内に放つこと。
- (9) 薬の服用やその他の影響・事情により心身が正常でない状態でスキー場内へ立入ること。
- (10) 当スキー場の許可なく、営業行為を行うこと。
- (11) 当スキー場の許可なく、コース内やスノーパーク等へ勝手にアイテムや遊具などを設置すること及びジャンプ台を作成すること。
- (12) 当スキー場の許可なく、ドローンを飛行させること。
- (13) 当スキー場の許可なく、野営（テント設置等）をすること。
- (14) 当スキー場の許可なく、カセットコンロなどの火器を使用することや、焚火などの火を利用した行為をすること。
- (15) 指定場所以外で喫煙すること。
- (16) 他の利用者や自分自身の安全を脅かすこと。
- (17) その他、これらに類する行為や法令等で禁止されていること。

第5条 賠償請求及び費用負担

1. 当社は、スキー場利用者が法令またはこのスキー場利用約款の規定を守らなかったこと、その他スキー場利用者の過失により、当社が損害または賠償の経費の負担を受けたときは、そのスキー場利用者に対してその損害の賠償または負担経費の支払いを求めます。
2. 当社は、スキー場利用者がスキー場管理エリア外に出て遭難し、本人または知人等から当社に遭難救助の申告があったときは、原則として警察、消防等の関係官公庁に救助を依頼します。

3. スキー場管理エリア外における救助活動について、当社に警察、消防等の関係官公庁から応援の要請があった場合、パトロール隊を中心に協力して救助活動に当たります。
4. 当社は、救助終了後、以下の単価により、捜索・救助に関係した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他負担経費の内容を明示して、要救助者および関係者に支払いを求めます。

救助費用単価/1時間あたり	
パトロール隊 1 名	20,000円
後方支援者 1 名	10,000円
救助本部従事者 1 名	5,000円
圧雪車 1 台	50,000円
スノーモービル 1 台	10,000円

尚、上記の単価は、今後の救助費用に関する社会情勢により変更することがあります。

5. 当社は、スキー場管理エリア内のスキー、スノーボード一時置場並びに駐車場における盗難等に対しては責任を負いかねます。

第6条 不可抗力

天災、悪天候、その他の不可抗力に基づく事由により、スキー場利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、スキー場およびリフトの一部又は全部の営業を休止させて頂くことがあります。また、コースの一部又は全部を閉鎖させて頂くこともあります。

第7条 反社会勢力の排除

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団および指定暴力団員並びに反社会团体及び反社会团体員等（暴力団及び過激行動団体等ならびにその構成員）の方々のご利用は、固くお断りいたします。

第8条 利用約款の変更

1. 当社は、以下の場合に、当社の裁量により、当約款を変更することができます。
当約款の各条項は、地形・気候変動その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示または当社ウェブサイトにおける表示その他相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
2. 当社は前項による当約款の変更にあたり、変更後の当約款の効力発生日の1か月前までに、当約款を変更する旨及び変更後の当約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL：<https://www.hakunori.com/>）に掲示します。

以上

制定・施行 2021年3月1日